

湖北で初の介護サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

# 定期🔄巡回 ゆうゆうケアサービス

朝・昼・夜、  
毎日訪問可能

今の訪問介護が不安な方に  
“安心”を届ける新しいサービスです！

いつでもつながる  
安心の連絡体制



# 住み慣れた地域やご自宅で暮らし続けるために “24時間365日”サポートします。

いろいろなサービスを組み合わせて、  
要介護度の高い方や医療的ケアの必要な方、  
一人暮らしの方、認知症の方でも、  
安心してご自宅で生活を続けられるようサポートします。



## 定期巡回・随時対応サービスの4つの安心

### ① 定期巡回サービス

#### 日常生活の「安心」

予め相談の上決めたスケジュールに基づき、訪問介護員が定期的に居室や利用者宅を訪問し、サービスを提供します。1日複数回ご利用者の状態、環境に合わせて柔軟に対応します。



### ② 随時対応サービス

#### いつでもつながる「安心」

24時間365日ご利用者宅に設置する緊急通報システムにて、不安な時や緊急時にいつでも連絡できます。内容により訪問看護師や訪問介護員を手配します。



### ③ 随時訪問サービス

#### いざという時の「安心」

緊急通報を受け、必要と判断された場合に随時訪問介護員が訪問します。オペレーターからの指示によりご利用者宅へ急行し、24時間365日ご自宅でも施設のような安心を提供します。



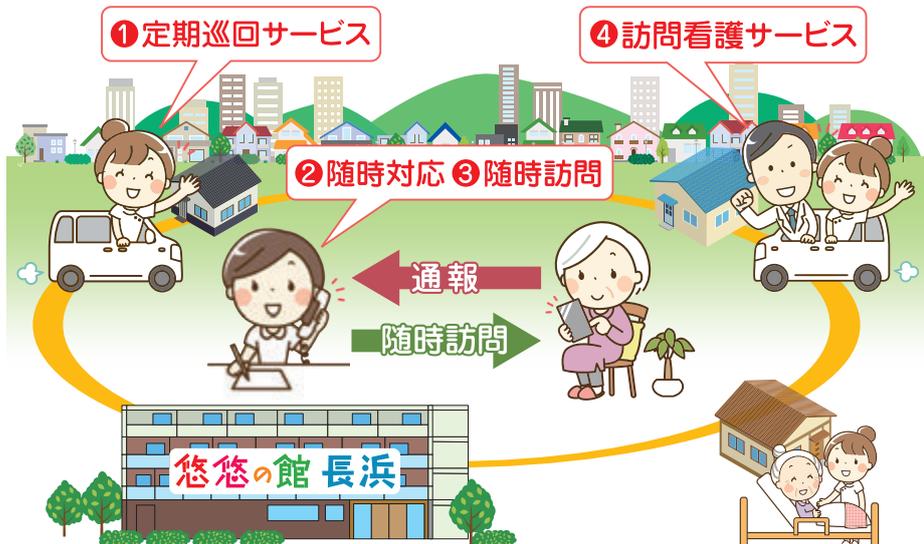
### ④ 訪問看護サービス

#### 身心の「安心」

訪問看護師が定期的にご利用者宅を訪問し、診療の補助や心身のケアを行います。また、訪問看護を利用されていない方も、毎月1回看護師によるアセスメントを行い、医療介護連携でご利用者を支援します。



## 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護サービス



## 従来の訪問介護サービスとの違いについて

訪問介護
事前に決まったサービス内容のみ
↓
定期巡回
状況に応じ必要なサービスを提供できる
訪問介護
時間が限定的 急な予定の変更が難しい
↓
定期巡回
24時間、必要な時間帯に訪問し、訪問時間の変更など柔軟な対応ができる

## 訪問介護サービスを利用時

	月	火	水	木	金	土	日
0:00							
4:00							
8:00	訪問看護						
12:00		通所介護	訪問介護		通所介護	訪問介護	
16:00							
20:00							
0:00							

- ◎ご本人は生活全般のことが出来ていると言われる。
- ◎ご家族は本当に出来ているか不明。
- ◎サービス利用時以外は寝ていることが多い。
- ◎夜間や利用の無い日の生活が不安。



- ◎一人暮らしで買い物や調理が出来ていたが、最近食事が摂れない場合や薬が飲めていない。
- ◎遠くに暮らしているので心配だけれど、安全に暮らしてもらいたい。



これまでのサービスで困っているときは

## 定期巡回サービスを利用してみよう！

	月	火	水	木	金	土	日
0:00							
4:00				定期訪問			
8:00							
12:00	訪問看護	通所介護	定期訪問		通所介護		定期訪問
16:00				定期訪問			
20:00							
0:00			TV電話で安否の確認				

- ◎1日3回の定期的な訪問で生活のリズムが整った。
- ◎体調の変化などに早く気付いて訪問看護に繋がった。
- ◎不安な時はいつでもTV電話などで相談し、生活の中で会話が増えた。



## 次のようなお悩みにも対応できます！

- ◎自宅で暮らしたいが限度額調整のためサービスを限定している。
- ◎安否確認と服薬の見守りだけ来てほしいが、訪問介護事業のルールによって難しい。
- ◎一人暮らしのため、転倒時や夜間が心配で緊急時に来てほしい。



# 利用料金 (地域区分=7級地 10.21円/単位)

## 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ)

要介護 1	5,446 単位 / 月
要介護 2	9,720 単位 / 月
要介護 3	16,140 単位 / 月
要介護 4	20,417 単位 / 月
要介護 5	24,692 単位 / 月

## 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬 (他のサービスの利用)

通所系サービス利用時の1日当たりの減産額 短期入所利用時の1日当たりの単価

要介護 1	- 62 単位 / 月	要介護 1	179 単位 / 月
要介護 2	- 111 単位 / 月	要介護 2	320 単位 / 月
要介護 3	- 184 単位 / 月	要介護 3	531 単位 / 月
要介護 4	- 233 単位 / 月	要介護 4	672 単位 / 月
要介護 5	- 281 単位 / 月	要介護 5	812 単位 / 月

## 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬 (加算)

初期加算	30 単位	利用開始日以降 30 日間に限り加算
総合マネジメント体制強化加算	1,200 単位	
サービス提供体制強化加算	750 単位 / 月	
同一建物減算 (事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合)	- 600 単位 / 月 - 20 単位 / 月	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単価数 × 24.5%	介護職員の賃金改善に取り組む事業所に加算

ご利用者さんが安心して生活を送れるように支援します

お問い合わせ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

# 定期巡回 ゆうゆうケアサービス

24 時間 365 日 定期訪問・随時訪問

0749-63-5700

〒526-0056 滋賀県長浜市朝日町26-7

<https://nagahama.yuyu-life.jp>

悠悠の館

検索

✉ info@yuyulife.jp



ご利用者や地域住民の皆様へ

事業所内に相談窓口を設置しています。



# 定期巡回ゆうゆうケアサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号 2590300337

## 重要事項説明書

中居産業株式会社が設置・運営する定期巡回ゆうゆうケアサービス（以下、「当事業所」という）は、利用者に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を各利用者との契約に基づき、提供します。

当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◇ 目次 ◇

1. 運営事業者
2. 事業者の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供における留意事項
5. 勤務体制の確保等
6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護定期の終了に伴う援助について
7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する相談・苦情の受付について  
(契約書第8条参照)
8. 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
9. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱いの順守について
10. 当事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護と利用料金について
11. 利用料金のお支払い方法
12. 衛生管理等について
13. ハラスメントについて
14. 当事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護について
15. 利用料金について
16. 利用料金のお支払い方法
17. サービスのキャンセルについて
18. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について
19. サービス提供の記録等
20. 第三者評価

## 1. 運営事業者

法人名 中居産業株式会社  
法人所在地 〒526-0037 滋賀県長浜市高田町8番地19  
電話番号 0749-62-0394  
代表者氏名 中居 和子  
設立年月日 昭和44年5月7日

## 2. 事業所の概要

事業所の名称 定期巡回ゆうゆうケアサービス  
事業所の所在地 〒526-0056 滋賀県長浜市朝日町26番7号  
電話番号 0749-63-5700  
FAX番号 0749-63-2777  
管理者氏名 大谷 寿士

## 3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 南長浜圏域  
営業日 365日  
営業時間 24時間  
サービス以外の事務受付時間は、9:00-17:00  
※ 土日祝日及び、12月29日～1月3日を除きます。

## 4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供における留意事項

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う訪問介護員  
利用開始時に訪問介護員について説明の上、決定します。複数の訪問介護員がサービスを提供します。
- (2) 訪問介護員等の交替
  - (ア) 利用者からの交替の申し出  
選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。
  - (イ) 当事業所からの訪問介護員等の交替  
当事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合に利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施時の留意事項
  - (ア) 定められた業務以外の禁止  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用にあたり、利用者は「10. 当事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護と利用料金について」で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

(イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関する指示・命令

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。但し、当事業所は居宅介護サービスの実施に当って利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(ウ) 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

(エ) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に設置する専用のキーボックスにて保管する事とします。キーボックスは無償で貸与いたします。契約終了時に、キーボックスはご返却いただきます。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(オ) ケアコール機器の貸し出しについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の提供に当たり、必要に応じて利用者宅に緊急通報用のケアコール機器を設置します。ケアコール機器は無償で貸与いたします。契約終了時に、ケアコール機器はご返却いただきます。

(カ) モバイル端末の設置について

サービス提供の記録については、モバイル端末を活用して記録を取ります。状況に応じてモバイル端末を利用者宅に設置させていただく場合があります。設置費用は発生いたしません。契約終了時に、モバイル端末を設置している場合、モバイル端末を回収させていただきます。

※当事業所から利用者宅に設置した「キーボックス」「ケアコール機器」「モバイル端末」が、利用者及びその関係者の過失にて破損したことが明らかな場合、それぞれの機器の実費相当額を当事業所に対してお支払いいただきます。

(4) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

(ア) 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受

(イ) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

(ウ) 飲酒及び喫煙

(エ) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

(オ) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みに対して、当事業所の人員体制上等の問題から利用申し込みに応じることができない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難である等の正当な理由がない限り、当事業所は拒否することができません。

- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供困難時の対応  
前項の正当な理由により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の居宅介護サービス事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じます。
- (7) 受給資格等の確認  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。
- (8) 身分証の携行  
訪問介護員等は利用者が安心して定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。
- (9) サービス提供記録用紙  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した記録については、モバイル端末を活用して記録を行います。記録用紙については、利用者又は家族から申し出があった場合に提示します。
- (10) 事業の開始年月日  
2025年9月1日
- (11) 利用者自身によるサービスの選択  
当事業所は、利用者自身による居宅介護サービスの選択の自由を尊重し、この自由を侵害する行為をいたしません。また、本書面に記載のある地域密着型サービスのうち、選択して頂いた定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてのみ契約し、契約していない他の居宅介護サービスは提供いたしません。
- (12) 記録の整備  
当事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。また、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (13) 当事業所は、事務室・相談室及び感染症予防に必要な設備及び備品を備えます。

## 5. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、適切な勤務の体制を定めます。
- (2) 当事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
- (ア) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (イ) 定期的研修 適宜

## 6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の終了に伴う援助について

利用者または事業者は以下の事由により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を終了・変更することができます。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状態が非該当と判定された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者または家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合

(4) 当事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

(5) 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、当事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

## 7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する相談・苦情の受付について（契約書第8条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

窓口	担当者 大谷 寿士
受付時間	9:00～17:00 ※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。
電話番号	0749-63-5700

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長浜市役所 介護保険課	所在地 滋賀県長浜市八幡東町632 電話番号 0749-62-4111（直通）9:00～16:45 ※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。
滋賀県国民健康保険 団体連合会 （滋賀県国保連合会）	所在地 滋賀県大津市中央4丁目5番9号 介護保険課 電話番号 077-522-0065 （月～金の9:00～12:00、13:00～17:00） 介護サービス苦情・相談窓口専用電話 電話番号077-510-6605 （9:00～17:00） ※年末年始、祝日を除く

## 8. 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

- ① 安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、当事業所の保全について計画的に取り組みます。
- ② 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに長浜市、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録いたします。
- ④ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の順守について

[平成11. 3. 31. 厚令三十七に基づく]

- (1) 個人情報の収集は、介護関係及び関係事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。

- (2) 個人情報の利用は、別途取り交わす「個人情報に関する同意書」にて、定めた内容に基づき、適切に取り扱います。

## 10. 虐待防止について

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。
  - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
  - (4) 虐待防止の為の指針の整備
  - (5) 訪問介護員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (6) 上記の措置を適切に実施する為の虐待防止に関する責任者選定及び設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 11. 事業継続計画の策定等について

- 1 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 12. 衛生管理等について

- 1 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。
  - (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

### 13. ハラスメントについて

- 1 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- 2 ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。
  - (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
  - (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
  - (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、カスタマーハラスメント行為

### 14. 当事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

##### (ア) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、24時間計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

##### (イ) 運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

##### (ウ) 職員体制

職種	職務の内容	人員数
①管理者	・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令	1名（常勤兼務）
②オペレーター	・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言	提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
③計画作成責任者	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付	1名以上（常勤兼務）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供の日時等の決定</li> <li>・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理</li> </ul>	
④定期巡回サービス訪問介護員	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な利用者宅巡回訪問	必要な人数（常勤兼務）
⑤随時対応サービス訪問介護員	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問	提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）

## 15. 利用料金について

### ① 利用者負担金

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が非該当と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

### ② 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの内容〉

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ) 定期巡回サービス	訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。
ロ) 随時対応サービス	利用者・家族からの通報を受け、24時間オペレーター（専門職）が対応するサービスです。
ハ) 随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。
ニ) 看護サービス	アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時、状況に応じて看護サービスを行います。

### ③ サービス利用料金

- 1 利用者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいて計算された月ごとの利用料金を支払います。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算を行います。
- 2 サービス利用料金については、別紙1「定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料金表（利用者負担金）」の通りとします。利用料金に変更がある場合は、別紙1を差し替え、その都度覚書を締結します。

④ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者が実費分をご負担いただきます。
ロ) モバイル端末	サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。
ハ) 光熱費	利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。

- ⑤ 請求について利用者は、「16. 利用料金のお支払い方法」からいずれかを選択し、利用者負担額をその選択した方法にて支払います。

## 16. 利用料金のお支払い方法

下記の方法より選択してください。

イ) 口座自動振替より支払い  
 ロ) 下記指定口座への振り込み  
**京都銀行 出町支店 (144) 普通預金 3738305**  
**中居産業株式会社 代表取締役 中居和子**

当事業所が提供する居宅介護サービスについては、1か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月20日に自動引き落としします。振り込みの場合は翌月末までに上記の口座へお振込みください。

## 17. サービスのキャンセルについて

利用者がサービスの利用の中止を選択する際は、速やかに当事業者までご連絡ください。利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけお早めに当事業者までご連絡ください。直前でのキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。)

**【定期巡回・随時対応型訪問介護看護をサービスキャンセルした場合】**

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日 18:00 まで	無 料	
サービス利用の前日 18:00 から	500 円	税別

## 18. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について

- ① 計画作成

- (ア) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
  - (イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないものです。ただし、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより、把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時にかかわらず居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的内容を定める事ができます。
  - (ウ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
  - (エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。
- ② 介護・医療連携推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）
- (ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、地域に密着し開かれたものとするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会が義務付けられています。
  - (イ) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
  - (ウ) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、介護保険課担当者、有識者等です。
  - (エ) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。
- ③ 指定訪問看護事業所との連携（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）
- 当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について、連携する指定訪問看護事業所から協力を得るものとします。
- (ア) 利用者に対するアセスメント及びモニタリング
    - (イ) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
    - (ウ) 医療・介護連携推進会議への参加
    - (エ) その他必要な指導及び助言

## 19. サービス提供の記録等

- 1 サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。実施記録に関しては、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 2 居宅サービス計画（ケアプラン）及び、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- 3 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を

行います。

- 4 随時訪問サービスの提供にあたっては、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
- 5 訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、前提として医師の指示を文書で受けた場合、指定訪問看護事業所により提供されます。

## 20. 第三者評価

当事業所は事業運営における問題点の把握と、サービスの質の向上に結びつけることを目的としています。適宜第三者評価を実施し、実施した際には評価結果を開示いたします。なお、現在実施した実績はありません。

＜ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金） ＞

1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が非該当と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】

通常時間帯（24時間 365日）月あたりの定額払い

要介護度	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費Ⅱ 単位数	看護利用時に追加される 単位数
要介護1	5,446	2,961
要介護2	9,720	2,961
要介護3	16,140	2,961
要介護4	20,417	2,961
要介護5	24,692	3,761

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
契約期間が1月に満たない場合の日割り額 (1日あたり)	当該サービスの利用者の契約期間が1月に満たない場合(月途中の開始や終了等)や、短期入所サービス等を利用された場合は日割りで計算されます。	要介護1	179
		要介護2	320
		要介護3	531
		要介護4	672
		要介護5	812
		基本夜間訪問サービス費	33
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位	

総合マネジメント体制強化加算（I）※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき 1,200単位
サービス提供体制強化加算（I）※	従事する職員のうち介護福祉士保有者を6割以上配置し、「質の高いサービス提供」と「職員のキャリアアップ・定着促進」に取り組んでいる事業所に加算されます。	1月につき 750単位
介護職員等処遇改善加算（I）※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき 所定単位×24.5%
定期巡回同一建物減算※	当該サービスの事業所が所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物或いは定期巡回事業所と同一の建物に居住する利用者に対して定期巡回サービスを行った場合は所定単位数から減算する。	日割り計算 1日につき -20単位  1月につき -600単位

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（1単位＝10.21円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

### （その他）

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接中居産業株式会社に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ中居産業株式会社の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### (1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

### (2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

### (3) キャンセル料

利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けま

す。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用の前日まで	無 料
サービス利用の当日	500 円 (税別)

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

説明日 令和 年 月 日

(事業所)所在地 滋賀県長浜市朝日町 26 番 7 号

法人名 中居産業株式会社

事業所名 定期巡回ゆうゆうケアサービス

説明者 氏名

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

署名代筆者 住所

氏名

続柄